

平成27年度第1回消費生活審議会議事録

- 1 開催日時 平成27年10月9日(金) 16:00～17:15
- 2 開催場所 県庁2階 中会議室
- 3 参加者
(審議会委員) 南保委員(会長)、荒井委員、江藤委員、歌門委員、齋藤委員、豊嶋委員、友本委員、美尾谷委員、宮崎委員、村中委員、山崎委員、山下委員、山場委員
(欠席委員:坪田委員、山本委員)
(事務局) 櫻本安全環境部長、長谷川安全環境部企画幹(県民安全)
県民安全課:白崎課長、若栗課長補佐、海道総括主任、中嶋主事、友重主事
消費生活センター:佐々木所長、木子次長

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 議題
 - ① 福井県消費者教育推進計画の策定について
 - ② 平成27年度事業の取組み状況および消費者教育の現状について
 - ③ 消費生活に関する県民調査の結果について
 - ④ 消費生活相談の現況について
- (4) 閉会

5 議事内容

議事に先立ち、南保会長、櫻本安全環境部長があいさつをする。

(議題1) 福井県消費者教育推進計画の策定について

県民安全課 白崎課長から説明。

(議題2) 平成27年度事業の取組み状況および消費者教育の現状について

県民安全課 海道総括主任から説明。

(議題3) 消費生活に関する県民調査の結果について

県民安全課 中嶋主事から説明。

(議題4) 消費生活相談の現況について

消費生活センター 佐々木所長から説明。

(質疑応答・意見交換)

委員 かなり消費者教育をやっておられると思うが、資料3を見ると、幼児期の家庭・地域など少し手薄なところがあるかなと確認させていただいた。

委員 資料4の最初のところに少なくとも性別と年代などの基本属性や調査の方法も入れていただきたい。

資料3を見ると、いろいろな場面でいろいろな年代の方に幅広く講座を開いておられるが、講座を開いても福井県の人口から見ると受講している人の割合は小さい。全体に行き渡らせることができるのが小・中・高の学校である。教材を作っておられるの

は非常にいいことだが、学校にはいろんな教材があり、学習指導要領に沿った授業や受験への対応で忙しいため、教材を渡しても使われていないことが多いのが現状である。確実に使ってもらうためには、教材を使った授業をする場合の社会科、家庭科、総合という教科に応じた授業案まで作るとよい。この中で教職員を対象にした研修もされておられるので、研修を受講した先生方を核としながらワーキングチームを作り、指導案まで作って、各学校の中で確実にやってもらうことを是非勘案していただければと思う。

委員 資料4によると、消費者教育を受けた経験率は20代が比較的高く3割くらいだが、どこで受けたかを見ると、小・中・高校の授業等との回答が多い。社会人になった後はおそらくそういう機会がないため、30代以降は経験した人が少ないことにつながっていると思う。どういう形で消費者教育を幅広くいろんな方々に広げていくかが非常に大きなポイントだと思う。

資料2で幅広くいろんなところで消費者教育、啓発に取り組まれているが、今年特に力を入れているということがあれば、教えていただきたい。

事務局 今年新しく始めた事業は、消費者月間である5月の1か月を通じて幅広く啓発を行う「消費者月間啓発強化事業」と地域で啓発する人を増やすことを狙った「消費者教育担い手養成事業」である。

事務局 補足だが、先ほど高齢者からの消費者相談が多いという報告をさせていただいた。そのことを踏まえて実施するケアマネージャー向け研修も今年の新規事業である。ケアマネージャーは高齢者のご自宅に出向いて高齢者本人やそのご家族の方とお話しする機会が多いため、高齢者からの相談が多い悪質商法について知識を身につけていただき、直接、高齢者の方、ご家族の方に注意喚起を行っていただくことで、少しでも悪質商法の被害の防止をする観点で実施する事業である。

委員 ケアマネージャーというのはいいい考えである。ご高齢の方と接する方に興味を持っていただくことによって広がりができると思う。

委員 資料4を見ると、相談した相手は身近な知人や販売店の相談窓口が多く、消費者団体は一生懸命やっているが期待されていない。相談しなかった理由を見ると「相談しても、解決できると思えなかった」が多い。団体として啓発活動に努力しているが、さらに踏み込んだことをやらないといけないと痛感した。私たちが今やっているのは子どもに対する教育だが、高齢者、中間層についてもやっていかななくてはいけないなと思ったところである。

資料は前もっていただけたらありがたいと思った。

委員 資料3を見て、子どもは学校で消費者教育を受けているのだろうが、家庭の部分が少なく、親といっしょに消費者のことについて考える機会が果たしてあるのかどうかと思った。資料2によると、親子教室を夏休みに4回で156人が受けているが、もっと親の世代も含めて啓発をしていく工夫をしていただいた方がいいのかなと思う。親の世代もしっかり勉強しなければいけない方もいるのではないかと思う。

委員 おっしゃるとおりだと思う。私も、知・徳・体全部学校というのもいかなものかと思う。道徳に関するようなところを少し家庭の方も力を入れてやっていかないといけない。親が少し勉強しないとダメな時代になっていると思う。重要な視点だと思うので、ご検討いただければと思う。

委員 福井県は働く女性が多いため、昔、職場の中で休憩時間等にこういう教育をする場があったが、今はそういうものはやっていないのか。今、親子でとおっしゃったが、働いている女性が多いと、なかなか出る機会がないとか、時間がないということもある。

事務局 消費生活センターの出前講座として、企業向けの出前講座も行っている。企業からの申し込みはそんなに多くはないが、やり方を検討し、企業の皆さんに周知を図りたいと思っている。

委員 最初の部長の挨拶の中に、被害に遭わない、合理的な意思決定ができる消費者を育てるとあった。被害に遭わない消費者を育てるというのはわりと分かりやすく、消費者教育ということでできると思う。しかし、合理的な意思決定ができるというのは、例えば今、電力自由化になるが、電気料金を考慮し合理的に自分で意思決定してこの電力会社にしましょうというのは、消費者教育に入るのか。

事務局 資料1-4をご覧いただきたいが、「I 消費者教育の推進の意義」に「消費者の自立を支援」、「被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成」とある。合理的意思決定とは、今おっしゃったように経済的合理性も含まれるが、環境に優しいといった価値観的なものも含んでおり、全体で合理的な意思決定ということである。

資料に「消費者市民社会の形成に寄与」とあるが、消費者市民社会については、法律の中で定義があり、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互尊重すること、また、自分の消費生活に関する行動というのが将来にわたって社会経済情勢とか地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚が必要であり、それに向けた行動を通じて、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画していくことである。こういう行動に参画するような意思決定ができることをここでは合理的意思決定と読んでいただければと思う。

委員 経済性と地球環境に優しいことがメインというふうにとらえることができる。それにプラス消費者としての価値判断できる自覚といったところかと思う。

委員 「消費者市民社会」という言葉を今ご説明いただいたが、これが今回の消費者教育推進のキーワードになるとすると、ここをよく理解しておかないといけない。

特殊詐欺が今年1月から8月まででは、去年よりも件数は増えた一方、被害金額は減ったと聞いているが、こうしたことは消費生活審議会でも議論する話になるのか。

事務局 「消費者市民社会」の定義については、今回のこの会議でもう少し深く掘り下げてご説明ならびにご議論させていただきたい。

2点目の特殊詐欺関係については、悪質商法関係も含め、消費者相談が現にある。被害の言及は警察になり、今ほど8月末の報告があったが、件数は増えているが被害額は減っているというのは間違いない。消費生活審議会でご議論いただくことの範疇には入っている。

南保会長 本日は大変意義ある、中身の濃い議論をいただいた。県におかれては今回いただいた各委員の貴重なご意見を今後の施策や消費者教育推進計画の策定に向けて反映していただくようお願いしたい。